

共に

塩尻市生涯学習部男女共同参画課

〒399-0738 塩尻市大門七番町4番3号

TEL：(0263) 52-0280 内線3151

FAX：(0263) 54-2705

Eメールアドレス：kyoudou@po.city.shiojiri.nagano.jp

ワーク・ライフ・バランス (WLB) 仕事と生活の調和

塩尻市内の取り組み状況 企業 事業所 個人

男女共同参画推進事業から

男女共同参画交流会 6/21(土)



講師のお話「傾ける参加者」

「女と男の認め合い支え合い」
みんなと一緒に考えました。



参加者の「光った笑顔」

「参加型の交流会、とても楽しかった」
との感想がいくつも寄せられました。

わかちあう

仕事も家庭も

喜びも

男女共同参画週間
入選標語(内閣府)

男女共同参画週間 6/23(月)～6/29(日)



通勤中の市民

塩尻駅で啓発チラシを
配布しました。



通学生

広丘駅でもチラシを
配布しました。

- も P2……企業・事業所の取り組み
- く P3……個人の取り組み
- じ P4……改正DV法 今後の予定 編集後記

塩尻市内の取り組み状況

先進的企業の紹介

セイコーエプソンの取り組み

問 子育てへの支援制度について

- ・原則、1歳の誕生日まで
ただし、保育所への入園ができない場合は、本人の申請により、最長、1歳の誕生日後の3月末または、1歳6ヶ月までのいずれか長い期間までの延長が可能（賃金は無給）
- ・育児休職後の復帰率 2007年度100%（過去平均95%）
- ・原則、元の職場へ復帰
- ・男性の育児休職取得（年間1名程度）
2007年以降、産後56日間に医療休暇（有給）活用を可能とした。
- ・育児短時間勤務制度
1日2時間まで 30分単位で取得可能

問 働きやすい労働環境の整備について

- ・多数ある職場（事業所）で、公平に運用できる制



人事部 村上典子さん、伊藤学さん

度作りに配慮

- ・週1回、定時退社日（コミュニケーションデー）の設定、ほとんどの国内拠点で定着してきている。
- ・フレックスタイムの活用
短時間勤務の利用者：162名 内136名がフレックスタイムを活用（2008年1月時点）

問 女性管理職への登用制度について

- ・主任クラス以上は230名程度いるが、部長・課長はまだまだ少ない。
- ・同じ能力ならば、男女の差なく任用している。

*取材させていただいての感想

企業として、社員の方々に心身共に健康で長く働いてもらえるよう、努力している様子がうかがえました。この制度を有効に活用し、仕事、家庭、地域・社会への参加など、WLBを実現するには個人の意識も大切だと思いました。

（大槻 記）

桔梗ヶ原病院の取り組み

院内保育（桔梗ヶ原キッズ倶楽部）

桔梗ヶ原病院では、福利厚生事業の一貫として、職員が安心して子どもを預け、働ける環境づくりをと考え、院内保育を行っています。

- ・生後3ヶ月から満4歳までの子どもが対象
現在、1日約10名が利用
- ・時間は午前8時から午後6時まで
- ・食事は保護者が持参
- ・費用は給与に応じて支払うが、月額最低4500円から最高13000円までと設定されている。



*取材させていただいての感想

院内保育施設は病院とは別棟のこじんまりとした建物の中に、家庭的な雰囲気と気配りのある行き届いた設備で、お母さん方も、安心して仕事ができるのではないのでしょうか。「院内保育を大いに利用していただき、一人でも多くのお母さん方に長く働いてほしい」と担当の方は語りました。

（塚原 記）

- ・親子関係の心の触れ合いを第一に考えているため、院内保育を利用しているお母さんは無理のない時間帯で仕事ができる。
- ・子供を預けているお母さんの悩みや相談を、気軽に話せる運営委員会を設置している。

利用者の声

- ・3ヶ月の乳児から預けられるので仕事復帰が早くでき、社会からの疎外感がなく過ごすことができる。
- ・院内のため、子どもの具合が悪くなった時、すぐに駆けつけることができる。

担当保育士の話

- ・産休明けから入園できる施設であり、院内にあるので、子どもの様子をいつでも見に来ることができ、お母さん方も子どもを安心して預けることができる。
- ・近くでお母さん、お父さんが働いているので、子どもたちにとっても1日をのびのびと安心して過ごすことができる。

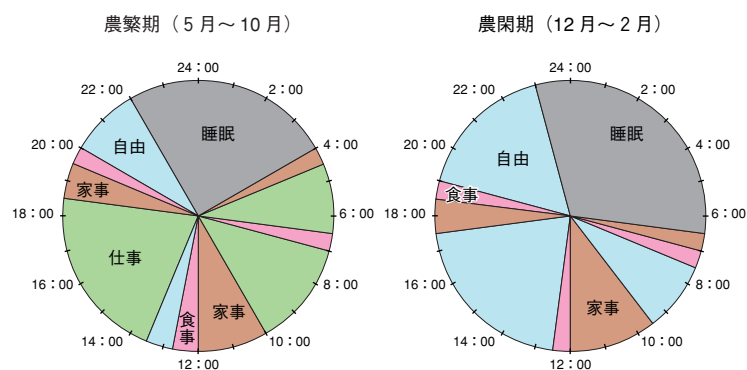
ワーク・ライフ・バランス(WLB)

私のワーク・ライフ・バランス

岩垂のレタス農家 Aさん 50代



1日のタイムスケジュール



農繁期は朝早くから夕方遅くまで、家族皆で働きます。地区の行事や仲間の会には参加しますが、自由時間が少なくなります。

その分、冬の農閑期には各々が自分の好きなこと（趣味・稽古事・旅行など）の自由時間が多くなり、年間を通してワークとライフのバランスをとっています。

農繁期、夫は農作業にかかりきりです。母は、家事に協力的です。

パン・お菓子教室主宰 Bさん

仕事と家庭の両立の秘訣

好きな仕事でストレスを解消しているので、家族のことにも大らかな気持ちで対応しています。また、自分を含めた家族の健康には常に気をつけています。

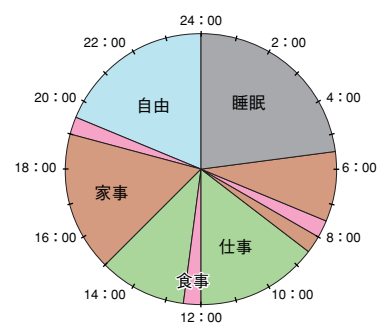
ストレスの解消法

教室の生徒さんとの談笑や家族とのドライブなど。

家族の協力に感謝

家族には試食してもらったり、レシピ作りに協力してもらったり、夫にはパソコンの使い方を教えてもらい感謝しています。また、勉強に行く時など、家族中で協力してくれます。本当にありがとう！

1日のタイムスケジュール



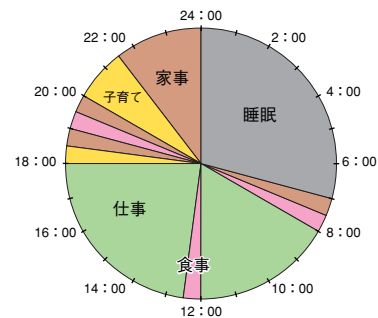
桔梗ヶ原病院の看護師 Cさん 20代

「頑張りすぎず、怠けすぎず」が私の仕事と家庭の両立のための考え方です。忙しい毎日ですが、一人で出かけたり仲のよい友達と遊んだり、自分の時間を作るように努力しています。

夫が家事・育児に協力的で、保育園の送り迎え、食事の片付け、育児全般、洗濯、ゴミだしなど一緒にやってくれるので助かります。

子どもがまだ小さいので時々病気をします。仕事を休みにくいこともあり、短時間でも病児保育があるといいな、と思っています。

1日のタイムスケジュール



ワーク・ライフ・バランス (WLB) (仕事と生活の調和) について

仕事は暮らしを支える大切なものです。同時に、家事・育児、地域生活、自己啓発、休養などの活動も暮らしに欠かすことのできないものです。それらがバランスよく実現できたとき生きがいや喜びは倍増し、更に意欲・創造性は高まります。

しかしながら、現実の社会は、仕事安定せず経済的に自立できない。仕事に追われ心身が疲弊してしまう。仕事や子育てや老親の介護の両立に悩む。など、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

それを解決する取り組みが、ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の実現です。(詳細は「共に」46号参照)

配偶者暴力（DV）防止法が改正になりました

| 改正 の主な内容 | 年度 | | |
|-------------|-------------|-------------------------------------|---|
| | 平成13年制定 | 平成16年1回目の改正 | |
| 配偶者からの暴力の定義 | 身体に対する暴力 | 身体への暴力と心身に有害な影響を及ぼす言動（保護命令は身体的暴力のみ） | *生命・身体に対する脅迫を受けた場合も保護申立てができる *裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができる |
| 保護命令 | 配偶者の定義 | 配偶者（事実婚を含む） | 同左 |
| | 接近禁止命令（6ヶ月） | 被害者のみが対象 | 被害者の親族も対象 |
| | 退去命令 | 2週間 | 2ヶ月（再度の申し立て可能）住居付近の徘徊も禁止 |
| | | | ①面会の要求 ②行動の監視に関する事項を告げること等 ③著しく粗野・粗暴な言動 ④無言電話・連続しての電話・メール・ファクシミリ ⑤夜間の電話・メール・ファクシミリ ⑥汚物・動物の死体等著しく不快・嫌悪の情を催させる物を送付すること等 ⑦名誉を害する事項を告げること等 ⑧性的羞恥心を害する事項を告げたり、文書・図画を送ること等 |

男女共同参画推進事業の予定

◇「やさしく女と男」推進講座

日時 9月24日（水）

午後1時30分～3時30分

場所 総合文化センター
大会議室

◇女と男21世紀セミナー講演会

日時 10月4日（土）

午後1時30分～3時

場所 総合文化センター講堂

◇女と男21世紀セミナー

「井戸端会議」〔片丘地区〕

日時 10月15日（水）

午後7時～9時

場所 片丘多目的研修センター

◇男女共同参画企業セミナー

日時 11月5日（水）

午後1時30分～3時

場所 総合文化センター
大会議室

◇豊かな心を育む市民の集い

日時 11月15日（土）

午後1時30分～3時10分

場所 レザンホール中ホール

編集委員より

今、政府の方針として「男女共同参画」「少子化対策」の担当大臣が閣内に出来てから久しい状況です。それだけ国もこの問題を重要と考え、取り組んでいるのだと思われれます。しかし、一方ではなかなか国民全体に浸透しきれていないのが実情です。

今回の第47号では、「男女共同参画」「少子化対策」の一環として、ワーク・ライフ・バランスの市内の取り組み状況の実例を企業、個人に分けて紹介いたしました。企業においては、個々の社員が誰でもこの制度を利用できる環境をつくれるか、また、家庭に於いても家族全員が理解し協力できるかが重要と考えます。本誌が少しでもお役に立てれば幸いです。尚、ご協力してくださった各企業、個人の皆様に感謝申し上げます。

（川上 博昭）

相談の案内

お気軽にご相談ください。

- 塩尻市女性相談 **0263-54-0783**
電話相談（月～金） **9:00～17:00**
カウンセリング（月・木・金） **9:00～17:00**
- 塩尻警察署（生活安全刑事課）
0263-54-0110
- 県松本福祉事務所（松本合同庁舎内）
0263-40-1914
- 県配偶者暴力相談支援センター
県女性相談センター **026-235-5710**
県男女共同参画センター（あいとぴあ）
0266-22-8822
- 児童虐待・DV24時間ホットライン
0263-91-2410

